

テレビ阿波加入契約約款

テレビ阿波株式会社

テレビ阿波株式会社(以下「甲」という)と、甲が設置する施設によりサービス提供を受ける者(以下「乙」という)との間に締結される契約(以下「加入契約」という)は、次の条項によるものとする。

第1条 甲はサービス提供区域(以下「業務区域」という)において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持及び運営に当たる。また、乙に次のサービスを提供する。

- (1) テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再送信する業務。
- (2) 乙の受信機の設置場所が属する地域に、自主放送サービス番組の提供を行う業務この自主放送サービス番組の内容については、基本番組、有料番組とコマーシャル番組とする。ただし、有料番組は基本番組を利用する者に限り提供する。
- (3) 衛星放送再送信については一般の地上における受信方法と同一の内容とするが、当面PCM音楽放送(Bモード)及び独立音声のサービスはしない。

第2条(契約の単位) 加入契約は、加入世帯引込線1回線ごとに行うものとする。

但し、引込線1回線により複数世帯・複数企業が加入する場合には、各世帯数及び各企業数に応じて契約を行うものとする。または、分配線で停止処理ができる場合のみ個別契約を行うものとする。

第3条(契約の成立) 加入契約で乙はあらかじめこの契約を承認し、別に定めるテレビ阿波加入申込書に所要事項を記載のうえ加入契約料を添えて提出し、甲がこれを受理したときに成立する。

第4条(NHK・WOWOWとの受信契約) 乙は、日本放送協会(NHK)との受信契約を別途締結するものとする。

また、株式会社WOWOWの衛星放送の受信を希望する場合には、別途株式会社WOWOWと所定の受信契約を締結するものとする。

第5条(加入契約料及び利用料金) 乙は、甲が別途定める別紙料金表により加入契約料及び利用料を支払うものとする。

- (1) 加入契約時に加入契約料を支払うものとする。
- (2) サービスの提供を受け始めた日の属する月から月額利用料を毎月支払うものとする。
- (3) 有料番組のサービスの提供を受けた場合には、基本の月額利用料の他に、その料金を支払うものとする。
- (4) 加入契約料及び月額利用料には、放送法に基づく日本放送協会(NHK)の放送受信料及び株式会社WOWOWの有料放送サービス視聴料金は含まれないものとする。従って、乙は別途N HKに放送受信料を、また株式会社WOWOWと受信契約を締結している者は別途株式会社WOWOWに視聴料を支払うものとする。
- (5) 物価の変動、設備の更新等の理由により、甲が諸料金を改定した場合は、改定された金額を甲に支払うものとする。

第6条(料金の支払方法) 乙が甲に支払う料金の支払方法は口座振替を原則とし、その他甲と乙との合意に基づく方法によるものとする。

第7条(責任事項) 甲が第1条第1号に定める再放送業務を、月のうちひきつづき10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は第5条の規定にかかわらず無料とする。

第8条(端末機の貸与) 甲は乙に端末機(以下、「STB」という)を貸与し、その利用料は別途利用料金を定めるものとする。

2. 解約及び基本プランに変更時には乙はSTBを返還するものとする。
3. 乙の故意、過失によるSTBの故障、破損、紛失、等の場合は、その実費相当分を甲に支払うものとする。
また加入者購入の受信機、データの追加、改ざん等、第三者に及ぼす損害、損失等がある場合は加入者が賠償するものとする。
4. 前項のSTBにはリモコン及びCASカードを含むものとする。

第9条(施設の設置及び費用の負担等) 甲は、甲の業務を行うための施設(以下「本施設」という)のうち放送センターからクロージャーボックスまでの施設の設置に要する費用を負担するものとする。

2. 乙は、本施設のうちクロージャーボックスのカプラ端子を除く下部の施設の設置に要する費用を負担するものとする。
3. 本施設のうち放送センターから光電変換装置までの施設(以下「甲の施設」という)は甲が所有するものとし、甲の施設を除く下部の施設(以下「加入者施設」という)は加入者が所有するものとする。
甲の業務に必要な施設設置工事は、甲、または甲が指定する業者が行うものとする。
4. STB本体及びリモコン・CASカードは、甲の所有とする。また、加入契約解除時には乙は、甲にこれを返還しなければならない。
5. 乙は、甲のサービスを提供する為に必要とする施設と、乙が契約している以外の受信設備及び受信機との相互接続をしてはならない。

第10条(便宜の提供) 乙は甲の指定する業者が、設備の検査、修理を行うため、乙の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとする。

2. 乙は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとする。

第11条(故障) 甲または甲の指定する業者は、乙から甲の提供するサービスの受信施設に異常がある旨申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとする。但し、受信異常が乙の所有する受信設備及び受信機に起因する場合は、この限りではない。

2. 乙は甲の提供するサービスの受信施設に異常を来たしている原因が乙の設備による場合は、その設備の修復に要する費用を負担するものとする。
3. 乙は乙の故障または過失により、甲の提供するサービス施設に故障が生じた場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとする。

第12条(一時停止等) 乙は甲のサービスの提供の一時停止、またはその再開を希望する場合は、直ちに甲にその旨を文書で申し出るものとする。この場合は一時停止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の料金は、第5条の規定にかかわらず無料とする。

2. 前項の一時停止期間は最長6ヶ月とする。

第13条(設置場所の変更等) 乙は事業区域内に限り、テレビジョン受像機及び受信機の設置場所を変更することができる。

2. 乙は前項の規定により、テレビジョン受像機及び受信機の設置場所を変更しようとする場合は、甲または甲の指定する業者にその旨を申し出るものとする。
3. 乙は前項の変更に要する費用を負担するものとする。

第14条(名義変更) 次の場合において乙の異動が生じる時は、甲の確認を得て、新乙は旧乙の名義を変更することができるものとする。

- (1) 相続の場合。
- (2) 新乙が加入契約に定める旧乙の受信機の設置場所において、甲のサービスを受けることについての旧乙の権利義務を継承する場合。
2. 前項の規定により名義を変更しようとする時は、新乙は別途定める事務手数料を添えて甲に申し出るものとする。
3. 名義変更手数料は、別紙料金表に定める事務手数料とする。

第15条(加入契約の解除) 乙は加入契約を解除しようとする場合は、1か月前までに甲にその旨を申し出るものとする。

2. 加入契約が解除となった場合において、すでに支払われた加入契約料および月額利用料については、原則として返還しない。
3. 乙が加入契約料(分割の場合)、月額利用料を3ヶ月以上延滞した場合は、受信施設を切断するものとする。さらに切断した後、3ヶ月たって入金のない時は、甲は乙との契約を破棄することができるものとする。

第16条(放送内容の変更、無断使用等の禁止) 甲は止むを得ない事情によりサービス業務内容を変更することができる。
なお、変更によって起こる損害の賠償には応じない。

2. 乙が記録媒体、有線、無線等により甲のサービスを第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止する。

第17条(乙の義務違反による停止) 甲は乙にこの規約に違反する行為があったと認める場合は、乙に催告のうえサービスの提供を停止することができる。

第18条(天災に関する事項) 施設には保安装置が設けられているが、落雷等により、乙の受信機が破損した場合は、甲の責任外とする。

2. 天災により甲の施設が壊滅した場合は甲の責任外とする。

第19条(定めなき事項) この規約に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとする。

第20条(約款の改正) この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがある。この場合には、改正内容を適用する1か月前までに加入者に通知するものとする。

第21条(契約の申込みの撤回) 加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、書面により申込みの撤回又は当該加入契約の解除を行うことができる。

2. 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、書面を発した時に効力を生じる。
3. 第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、加入契約料の還付を請求することができるものとする。
ただし、あらかじめ加入契約の申込みの撤回をする等悪意の意志をもって加入契約の申込みを行った場合等加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではない。

第22条(契約の有効期限) 契約の有効期限は、契約成立から3年間とする。ただし、契約期間満了の10日前までに甲、乙いずれかからも甲所定の書式による文章により何等の意志表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とする。

以上

2021年 3月15日制定

2021年 4月 1日改定

2026年 3月 1日改定

別紙料金表(税込み)

項目	金額
加入契約金(基本工事費込)(対象:個人のお客様)	38,500円
加入契約金(基本工事費込)(対象:法人・集合住宅のお客様)	93,500円
月額基本料金(地上波)	1,760円
S TBレンタル料(地上・BS)	440円
S TBレンタル料(BS)	220円
登録・変更手数料	3,630円

尚、設置工事に関しては基本工事代金に含まれますが、加入者の宅内工事内容によって変動いたします。